

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

タチバナ工業 株式会社  
香川県高松市朝日新町32-45

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年3月31日～令和4年6月30日（3ヵ月）  
全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

### 3 指名停止理由

タチバナ工業 株式会社の取締役専務が、香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前土庄町長より入手した入札に関する秘密情報（最低制限価格）により不正に落札したとして、令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売等妨害罪で起訴された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内